【随時申請用】

令和９・１０年度

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類提出・作成要領（建設工事）

１　裁判所においては、「最高裁判所事務総局経理局長」に対して申請書類を提出し、資格決定通知書により資格が付与されたときは、全裁判所が発注する工事について競争参加資格が認められます（個々の発注機関に対して申請する必要はありません。）。

２　随時申請の受付

(1) 受付期間

令和９年１月１６日から令和１１年３月３０日まで

(2) 申請の方法等

申請書類を郵送（普通郵便可）又は持参する方法により申請してください。

ア　郵送の場合

宛先　別紙１「提出場所一覧表」のとおり

イ　持参の場合

(ｱ) 受付場所　別紙１「提出場所一覧表」のとおり

(ｲ) 受付時間　午前９時３０分から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日を除く。）

(3) 提出書類

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式第１）

イ　添付書類

(ｱ) 業態調書（様式第２）

(ｲ) 営業所一覧表（様式第３）

(ｳ) 共同企業体等調書（様式第４の１及び２）（共同企業体で申請される方及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する方のみ）

(ｴ) 総合評定値通知書の写し（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの）

(ｵ) 納税証明書等の写し（証明年月日が申請書提出時から３か月以内のもの）

(ｶ) 委任状（様式第５）（行政書士等の代理人による申請をする場合）

(4) 提出部数

１部

(5) 提出に当たっての注意事項

申請書類等の作成に当たっては、資格審査の申請をする日の直前（最新）の総合評定値通知書に基づいて記載してください。

(6) 資格審査結果の通知及び資格の有効期間

ア　資格審査結果は、資格決定通知書の郵送により申請者に通知します。

イ　資格の有効期間は、資格決定の日から令和１１年３月３１日までとなります。

３　申請書類の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日（ただし、「営業所一覧表」（様式第３）については申請日現在）とします。

4　申請書類に用いる文字はＪＩＳ第一水準・第二水準に規定されているものに限ります。それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。

5　申請書（様式第１）の作成方法

(1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しないでください。
　また、「16 電子入札用ＩＣカードの登録番号」欄は、記載を要しません。

(2) 「01 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号（１又は２）に○印を付してください。
　なお、（１新規）とは、裁判所に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回（令和７・８年度）の申請をおこなっていない場合をいいます。

(3)「04 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の番号（８桁）を総合評定値通知書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。）から転記してください。

(4) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。

(5) 誓約文の下「令和　年　月　日」の箇所には、申請書類を提出する日付を記載してください。

(6) 「08 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 39 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された 13 桁の法人番号を記載してください。

(7) 「09 本社（店）住所」から「17 メールアドレス」までの各欄は、次により記載してください。

ア　フリガナの欄は、カタカナで記載すること。
　なお、「09 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「10 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす文字については、フリガナは記載しないこと。

イ　「09 本社（店）住所」欄での丁目及び番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載すること。

（例）

チヨダクハヤブサチョウ

東京都千代田区隼町４－２

ウ　「10 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	一般財団法人
略号	（株）	（有）	（資）	（名）	（同）	（業）	（企）	（合）	（責）	（一財）

種類	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人
略号	（一社）	（公財）	（公社）	（特財）	（特社）

（例）

チヨダケンセツ

（株）千代田建設

エ　「11 代表者氏名」欄、「12 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は１文字分空けること。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

（例）

チヨダ　タロウ
千代田　太郎

オ　「13 本社（店）電話番号」欄、「14 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「15 本社（店）FAX 番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（　）は用いないこと。

（例）

０３－３２６４－８１１１

カ　「17 メールアドレス」欄については、申請者本人又は担当者のアドレス（代理人のアドレスは不可）を記載すること。

なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載すること。

キ　「18 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用する。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。

(8)「19 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（１、２、３のいずれか）に○印を付するとともに、［　］内に外国名を、（　）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。

なお、「２ 日本国籍会社（100%）」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「３ 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

(9)「20 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（２業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間のうち、当該事業を中断した期間を排除した期間（１年未満切り捨て）を記載してください。

なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数（１年未満切り捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数（１年未満切り捨て）を記載してください。

(10)「21 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のものの数を加えた数を記載してください。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総職員数の合計人数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の合計人数を記載してください。

(11)「22 設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載してください。

(12)「23 みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上

を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にレ点を入れてください。

6　添付書類の作成方法

(1) 業態調書（様式第２）

ア　「年間平均完成工事高」の各欄については、次により記載してください。

※　総合評定値が付与された工種に限る。

(ｱ) 裁判所が設定した工事種別に対応した競争参加資格希望工種について記載する。

(ｲ) 「年間平均完成工事高」欄には競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下同じ。）を記載するほか、これら以外の完成工事高を「競争参加資格希望工種区分」欄のその他に一括して計上する。

なお、「年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。

(ｳ) 個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。

(ｴ) 共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載する。

イ「都道府県別受注希望地域」欄には、競争参加資格希望工種ごとに、受注を希望する地域に本社（本店）又は支店等がある場合で競争参加を希望する地域には「○」を、本社（本店）又は支店等がない場合で競争参加を希望する地域には「×」を記載し、その他は空欄としてください。

(2) 営業所一覧表（様式第３）

申請日現在で作成するとともに、様式末尾の記載要領に従って記載してください。

「建設業許可業種」（上段）欄においては、各営業所ごとに保有する建設業許可業種に○印を付してください。

なお、建設業許可工事種別の略号は、下表のとおりとしてください。

略 号	建設業許可工事種別	略 号	建設業許可工事種別	略 号	建設業許可工事種別
土	土木一式	鋼	鋼構造物	絶	熱絶縁
建	建築一式	筋	鉄筋	通	電気通信
大	大工	舗	舗 装	園	造園
左	左官	しゅ	しゅんせつ	井	さく井
と	とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ	板	板金	具	建具
石	石	ガ	ガラス	水	水道施設
屋	屋根	塗	塗装	消	消防施設
電	電気	防	防水	清	清掃施設
管	管	内	内装仕上	解	解 体
タ	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	機	機械器具設置		

また、申請する営業所に対応した「営業区域」を示す都道府県名コードについては、下表のとおりとします。

ｺｰﾄﾞ	都道府県名	ｺｰﾄﾞ	都道府県名	ｺｰﾄﾞ	都道府県名	ｺｰﾄﾞ	都道府県名	ｺｰﾄﾞ	都道府県名	ｺｰﾄﾞ	都道府県名
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

また、営業所の所在地が北海道の場合において、それぞれの総合振興局又は振興局の所管区域の別は、別添「北海道行政区画対応表」のとおりとしてください。

(3) 総合評定値通知書の写し

５(3)に示した通知書の写しをいいます（(6)参照）。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出してください。

注　令和７年６月１６日より後を審査基準日とするもので、かつ、令和７年６月１６日より後を審査基準日とするものが複数ある場合は、そのうち最新のもの。随時受付においては、申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。

(4) 納税証明書

直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書で、国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第９号書式（その２）に加え、同規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）若しくは（その３の３）をいいます（証明年月日が申請書提出時から３か月以内のものに限る。(6)参照）。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第９号書式その２	「申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）」「法人税（法人の場合）」についての所得金額の証明	◎	◎
法人税の申告に関する申出書（様式第７）及び提出義務がないことを示す書類	新設法人等の理由により、「別紙第９号書式その２」が取得できない場合に提出		△
所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書（様式第８）及び提出義務がないことを示す書類	納付すべき税額がない等の理由により、「別紙第９号書式その２」が取得できない場合に提出	△	
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の２	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙	「法人税」「消費税及び地方消費税」について		◎

第９号書式その３の３	未納の税額のないことの証明書		
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３	未納の税額(申告所得税及び復興特別所得税(個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

注１　できる限り「◎」のついた証明書を提出すること。
注２　「△」の様式は「別紙第９号書式その２」が取得できない場合のみ提出すること。
注３　「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。
注４　県民税又は法人事業税に係る証明とは異なります。
注５　納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていること。
注６　納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出すること。

(5) 共同企業体等調書（様式第４の１及び２）

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、官公需適格組合にあっては組合のほか審査対象者が４事業者までの場合には、共同企業体等調書（その１）を作成し、これを超える事業者からなる場合には、共同企業体等調書（その１）及び共同企業体等調書（その２）を作成して提出してください。

各欄については、次により記載してください。

ア　「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあっては構成員ごとに、官公需適格組合にあっては組合及び審査対象者ごとに、１級、講習受講、基幹、２級及びその他の「①」から「⑪」の各欄にそれぞれ転記し、その合計数値を「⑥ｏｒ計」欄又は「計」欄に記載する。

イ　「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記載されている金額を上段、「利益額」欄に記載されている金額を下段にそれぞれ上記アの区分により転記し、その合計金額を「⑥ｏｒ計」欄又は「計」欄に記載する。

ウ　「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点（Y)」欄に記載されている点数を上記アの区分により転記し、その合計点数を「⑥ｏｒ計」欄又は「計」欄に記載する。

エ　「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄の「評点（W)」欄に記載されている点数を上記アの区分により転記し、その合計点数を「⑥ｏｒ計」欄又は「計」欄に記載する。

(6) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が発行した証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法によりほぼ原寸大で、かつ、鮮明に複写したものに限り、写しにより提出して差し支えありません。

(7) 委任状（様式第５）

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出してください。

7　外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 申請書の「09 本社（店）住所」欄については、本社（本店）の所在する国名及び所在地名を記載してください。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。

(2) 申請書の「10 商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要です。

(3) 納税証明書については、証明書に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とします。

(4) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。

(5) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

8　参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係るものです。

9　資格決定通知後に登録内容に変更があった場合の届出

次の(1)の届出事項に変更があった場合には、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）（様式第６）を、(2)の添付書類（写しによる提出可）と併せて、郵送又は持参により提出してください。郵送により提出した場合で、受領確認のため受付日付印が押された写しの返送を希望する場合は、その旨を付記した変更届の写し及び返送用封筒（所要の切手を貼付する。）を同封してください（別紙２変更事項一覧表を参照）。

(1) 届出事項

ア　本社（店）住所

イ　商号又は名称

ウ　電話、ＦＡＸ番号又はメールアドレス

エ　法人であるときはその代表者の氏名、個人であるときはその者の氏名（氏名については必ずフリガナを付すこと。）

オ　建設業許可番号（ただし、一般建設業又は特定建設業の区分の変更及び年度の更新があった場合の届出は不要）

カ　営業所の名称、所在地、電話又はＦＡＸ番号

キ　競争参加を希望する地域

ク　許可・登録等の状況

(ｱ) 法人の消滅、解散又は廃業

(ｲ) 個人の死亡又は廃業

(ｳ) 許可を受けた建設業の一部廃業

(2) 添付書類

ア　法人の本社（店）住所、商号又は名称及び代表者に係る変更の場合は、登記事項証明書写し

イ　個人の住所及び氏名に係る変更の場合は、住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）写し

ウ　建設業許可番号の変更の場合は、建設業許可の通知の写し

エ　営業所の名称、所在地に係る変更の場合は、建設業許可部局に提出した届及び受理を証明する書類写し及び新たに作成した営業所一覧表（様式第３）

オ　競争参加を希望する地域に係る変更の場合は、新たに作成した業態調書（様式第２）

カ　許可・登録等の状況に係る変更の場合は、許可・登録等の証明書の写し

(3) 提出先

別紙１「提出場所一覧表」のとおり

※　インターネット方式による申請を行った場合は、「全国での受注を希望する者又は上記の受付対象区分のいずれにも該当しない者」の区分として、最高裁判所事務総局経理局営繕課契約第一係に提出してください。

１０　新たに工種を追加する場合の手続

新たに工種の追加をする場合は、再度資格審査を行う必要があるため、新規登録と同じ申請手続を要します。その場合には、本要領「５ 申請書（様式第１）の作成方法」以下の記載に従って、各書類を作成の上、最高裁判所事務総局経理局営繕課契約第一係に送付してください。

申請に関する問い合わせ先

〒102-8651　東京都千代田区隼町４－２
最高裁判所事務総局経理局営繕課契約第一係
電話番号：03-4235-4209
受付時間：午前９時３０分から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

（別紙１）

提　出　場　所　一　覧　表

受　付　対　象	提出場所	郵便番号・住所	電話番号
東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	東京高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒100-8933 東京都千代田区霞が関1-1-4	03-3581-1546
大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	大阪高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒530-8521 大阪府大阪市北区西天満2-1-10	06-6316-2553
愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	名古屋高等裁判所事務局 会計課営繕係	〒460-8503 愛知県名古屋市中区三の丸1-4-1	052-203-0162
広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	広島高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-43	082-221-2449
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	福岡高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒810-8608 福岡県福岡市中央区六本松4-2-4	092-781-3731
宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	仙台高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒980-8638 宮城県仙台市青葉区片平1-6-1	022-745-6249
北海道に本社があり、主として北海道内での受注を希望する者	札幌高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西11	011-290-2109
香川県、徳島県、高知県、愛媛県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	高松高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒760-8586 香川県高松市丸の内1-36	087-851-1647
・全国での受注を希望する者又は上記の受付対象区分のいずれにも該当しない者 ・再認定を希望する者 ・廃業及び工種の一部廃業を希望する者	最高裁判所 事務総局経理局 営繕課契約第一係	〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2	03-4235-4209

（別紙２）

変　更　事　項　一　覧　表

	変　更　事　項	添　付　書　類
①	住所	法人の場合は登記事項証明書 個人の場合は住民票又は戸籍謄本
②	商号又は名称	
③	電話、ＦＡＸ番号又はメールアドレス	不要
④	法人であるときはその代表者の氏名 個人であるときはその者の氏名	法人の場合は登記事項証明書 個人の場合は住民票又は戸籍謄本
⑤	建設業許可番号 （ただし、一般建設業又は特定建設業の区分の変更及び年度の更新の場合は、変更届の提出は不要。）	建設業許可の通知
⑥	営業所の名称、所在地、電話又はＦＡＸ番号	建設業許可部局又は国土交通大臣に提出した届及び受理を証明する書類（届出を要しない変更の場合は不要） 変更部分に係る新たに作成した営業所一覧表
⑦	競争参加を希望する地域	変更部分に係る新たに作成した業態調書
⑧	法人の消滅、解散又は廃業	建設業許可部局又は国土交通大臣に提出した廃業届及び受理を証明する書類（届出を要しない変更の場合は不要）
	個人の死亡又は廃業	
	許可を受けた建設業の一部廃業	

※　添付書類はいずれも写しでよい。

（別添）

北海道行政区画対応表

名称	所管区域
石狩振興局	札幌市
	江別市
	千歳市
	恵庭市
	北広島市
	石狩市
	当別町
	新篠津村
渡島総合振興局	函館市
	北斗市
	松前町
	福島町
	知内町
	木古内町
	七飯町
	鹿部町
	森町
	八雲町
	長万部町
檜山振興局	江差町
	上ノ国町
	厚沢部町
	乙部町
	奥尻町
	今金町
	せたな町
後志総合振興局	小樽市
	島牧村
	寿都町
	黒松内町
	蘭越町
	ニセコ町
	真狩村
	留寿都村
	喜茂別町
	京極町
	倶知安町
	共和町
	岩内町
	泊村
	神恵内村
	積丹町
	古平町
	仁木町
	余市町
	赤井川村
空知総合振興局	夕張市
	岩見沢市
	美唄市
	芦別市
	赤平市
	三笠市
	滝川市
	砂川市
	歌志内市
	深川市
	南幌町
	奈井江町
	上砂川町
	由仁町
	長沼町
	栗山町
空知総合振興局	月形町
	浦臼町
	新十津川町
	妹背牛町
	秩父別町
	雨竜町
	北竜町
	沼田町
上川総合振興局	旭川市
	士別市
	名寄市
	富良野市
	幌加内町
	鷹栖町
	東神楽町
	当麻町
	比布町
	愛別町
	上川町
	東川町
	美瑛町
	上富良野町
	中富良野町
	南富良野町
	占冠村
	和寒町
	剣淵町
	下川町
	美深町
	音威子府村
	中川町
留萌振興局	留萌市
	増毛町
	小平町
	苫前町
	羽幌町
	初山別村
	遠別町
	天塩町
宗谷総合振興局	稚内市
	幌延町
	猿払村
	浜頓別町
	中頓別町
	枝幸町
	豊富町
	礼文町
	利尻町
	利尻富士町
オホーツク総合振興局	北見市
	網走市
	紋別市
	美幌町
	津別町
	斜里町
	清里町
	小清水町
	訓子府町
	置戸町
	佐呂間町
	遠軽町
	湧別町
オホーツク総合振興局	滝上町
	興部町
	西興部村
	雄武町
	大空町
胆振総合振興局	室蘭市
	苫小牧市
	登別市
	伊達市
	豊浦町
	壮瞥町
	白老町
	厚真町
	洞爺湖町
	安平町
	むかわ町
日高振興局	日高町
	平取町
	新冠町
	浦河町
	様似町
	えりも町
	新ひだか町
十勝総合振興局	帯広市
	音更町
	士幌町
	上士幌町
	鹿追町
	新得町
	清水町
	芽室町
	中札内村
	更別村
	大樹町
	広尾町
	幕別町
	池田町
	豊頃町
	本別町
	足寄町
	陸別町
	浦幌町
釧路総合振興局	釧路市
	釧路町
	厚岸町
	浜中町
	標茶町
	弟子屈町
	鶴居村
	白糠町
根室振興局	根室市
	別海町
	中標津町
	標津町
	羅臼町